

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 9 条において、事業主は、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならないとしており、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 1 条の 3 第 1 項において、労働者の募集及び採用に係る年齢制限禁止の例外を規定している。

- 規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号ニの規定により、特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行う場合は、国の施策を活用しようとする場合（公共職業安定所に求人を申し込む方法による場合）に限っているが、所要の改正を行うことにより、公共職業安定所に求人を申し込まない方法（例えば、ホームページ上での直接募集や求人広告等）による就職氷河期世代（35 歳以上 55 歳未満）の労働者の募集及び採用を可能とする。

2. 改正の概要

- 就職氷河期世代で安定した職業に就いていない者（不安定就労者・無業者）の雇用を促進するために、公共職業安定所に就職氷河期世代で安定した職業に就いていない者を対象とした求人を申し込んでいる場合であって、期間の定めのない労働契約を締結することを目的とし、職業に従事した経験があることを求人条件としない場合に限り、公共職業安定所に求人を申し込まない（国の施策を活用しない）方法による就職氷河期世代の不安定就労者・無業者の募集及び採用を可能とする。

- なお、今般の措置は、令和 5 年 3 月 31 日までの措置とする。

3. 根拠法令

法第 9 条

4. 施行期日等

公布日：未定

施行期日：公布の日（予定）

就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした求人について

労働者の募集・採用における年齢制限禁止の例外として、就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした求人は、原則、ハローワークを通じた募集のみ認めているが、今後は他の募集方法（職業紹介事業者、直接募集等）も時限的に可能とする。なお、ハローワークにも同じ求人を出すことを求める。

対応案：省令改正

省令改正のイメージ

- 年齢制限禁止の例外のうち、特定の年齢層の雇用の促進のための例外を定めている第1条の3第1項第3号二を、令和5年3月31日までの間は、次のとおりとする。

現行

- 二 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進するため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）

改正案

- 二 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、三十五歳以上五十五歳未満である労働者の安定した雇用の促進するため、当該三十五歳以上五十五歳未満である労働者の募集及び採用を行うとき（公共職業安定所に求人を申し込んでいる場合であって、安定した職業に就いていない者との間で期間の定めのない労働契約を締結することを目的とし、当該三十五歳以上五十五歳未満である労働者が職業に従事した経験があることを求人条件としない場合に限る。）、又は特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進のため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）

- その上で、「安定した職業に就いていない者」については、具体例を通達で明確にする。

- ・「就職氷河期世代支援プログラム」に併せ、3年間の時限措置とする。
- ・就職氷河期世代の幅広い就職活動の機会を確保するとともに、求人者の適正性の確保も考慮し、ハローワークにも同じ求人を出すことを求める。